

○尼崎市競争入札実施要綱

平成 24 年 4 月 1 日

最終改正：令和 5 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(この要綱の趣旨)

第 1 条 本市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る競争入札を実施する場合における入札の方法、入札に関する条件その他入札に関して必要な事項については、尼崎市契約規則（昭和 41 年尼崎市規則第 9 号。以下「規則」という。）その他別に定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところにより実施するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 競争入札とは、制限付一般競争入札、指名競争入札及び公募型指名競争入札をいう。
- (2) 制限付一般競争入札とは、入札参加資格に一定の制限を加え、当該入札参加資格を有する者による一般競争入札をいう。
- (3) 指名競争入札とは、尼崎市契約規則第 4 条に規定する競争入札参加有資格者名簿に登載された者のうちから当該入札に参加する者を指名して行う入札をいう。
- (4) 公募型指名競争入札とは、指名業者の選定に当たり、建設業者の入札参加意欲を反映するとともに、当該工事の施工に係る技術的適性を把握するための技術資料の提出を建設業者から幅広く求める競争入札をいう。

第 2 章 入札の方法

(入札方法等)

第 3 条 入札の方法は、入札室で入札書を投函することにより実施する入札（以下「紙入札」という。）又は電子入札システムにより実施する入札（以下「電子入札」という。）とする。

2 入札回数は、1 件につき 2 回を限度とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(入札の不調)

第 4 条 初回の入札において落札者がなく、かつ、再度の入札においても落札者がいない場合においては、当該入札を不調とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、市長が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約を行うことができる。

第 3 章 入札に関する条件等

(工事費積算内訳書の提出)

第 5 条 市長は、入札参加者に対して、当該入札に係る工事費積算内訳書（以下「内訳書」という。）を入札執行の際に提出させなければならない。

(入札の無効等)

第 6 条 入札において当該内訳書の記載内容等から不正行為を行った疑いがあると認められ

る入札参加者が行った入札は、無効とする。

- 2 市長は、前項の入札参加者については、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、その後に実施される競争入札に、一定期間参加させないことができる。

第4章 制限付一般競争入札

(制限付一般競争入札)

第7条 建設工事の制限付一般競争入札(入札参加資格に一定の制限を加え、当該参加資格を有する者による一般競争入札をいう。以下同じ。)の実施については、本章に定めるところによる。

(対象工事)

第8条 制限付一般競争入札を実施する工事は、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)3000万円以上の建設工事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、制限付一般競争入札を実施することができる。

(参加資格)

第9条 制限付一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者及びその者を構成員とする建設工事共同企業体でなければならない。

- (1) 当該入札に係る工事を施工するについて必要な建設業法の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (2) 規則第4条に規定する競争入札参加有資格者で、かつ、尼崎市建設業者等級別格付基準(平成15年4月1日実施)第2条第1項に規定する総合数値について、市長が個々の対象工事ごとに定める基準を満たしている者であること。
- (3) 入札参加資格申請の日から契約締結の日までのいずれの日においても、次のアからカまでに掲げる者でないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの

イ 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分を受けている者

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定による入札参加資格の制限を受けている者

オ 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に基づき入札参加停止を受けている者

カ 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第7条第1項の規定する暴力団等である者

- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が個々の対象工事ごとに特に必要と認めて要件を定めた場合は、それに適合する者であること。

(申請)

第10条 制限付一般競争入札に参加しようとする者(建設工事共同企業体にあつては、代表構成員)は、開札前に入札参加資格を審査する入札(以下「事前審査型制限付一般競争入札」という。)にあつては、規則第5条の公告に定める期間(以下「申請期間」という。)内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事前審査型制限付一般競争入札参加資格審査申請書

- (2) 建設業の許可書（建設工事共同企業体にあつては、構成員全員のもの）の写し
- (3) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果通知書（建設共同企業体にあつては、構成員全員のもの）の写し
- (4) その他市長が個々の対象工事ごとに特に必要と認めた書類

2 前項の申請期間は、8日（発注方式が共同企業体の場合にあつては、15日）以上とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第10条の2 制限付一般競争入札に参加しようとする者（建設工事共同企業体にあつては、代表構成員）は、開札後に入札参加資格を審査する入札（以下「事後審査型制限付一般競争入札」という。）にあつては、規則第5条の公告に定める期間（以下「申請期間」という。）内に、事後審査型制限付一般競争入札参加申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請期間は、前条第2項の規定を準用する。

3 事後審査型制限付一般競争入札において、予定価格以下、最低制限価格以上の範囲で、最低の価格をもって入札した者（以下、「落札候補者」という。）は、市が別に定める日時までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事後審査型制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 建設業の許可書（建設工事共同企業体にあつては、構成員全員のもの）の写し
- (3) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果通知書（建設共同企業体にあつては、構成員全員のもの）の写し
- (4) その他市長が個々の対象工事ごとに特に必要と認めた書類

（入札参加有資格者への通知等）

第11条 市長は、**第10条**の規定による申請があつたときは、第9条に規定する参加資格の有無について審査し、その結果を速やかに申請者に通知するものとする。ただし、その必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の審査の結果、第9条に規定する参加資格を有すると認めた者（以下「入札参加有資格者」という。）に対し、入札参加資格がある旨の通知を行うものとする。

第11条の2 市長は、**第10条の2第3項**の規定による申請があつたときは、第9条に規定する参加資格の有無について審査し、その結果を速やかに申請者に通知するものとする。ただし、その必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の審査の結果、入札参加有資格者と認めた者に対し、**落札者である旨の通知**を行うものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、第9条に規定する参加資格を有しないと認めた者がした入札を無効とし、その旨通知を行うものとする。

4 落札候補者が、入札参加資格の審査に必要な書類を所定の日時までに提出しない場合、参加資格を有していないものとし、その者がした入札を無効とする。

（入札参加有資格者証の提示）

第12条 市長は、紙入札の場合における入札参加有資格者に対して、入札室において入札書を提出させる際、入札参加資格がある旨の通知を市職員に提示させるものとする。

（参加資格の喪失）

第13条 市長は、第11条第1項の規定による通知後、入札参加有資格者が第9条に規定する参加資格を欠くに至ったとき、又は第10条の規定により提出された書類に虚偽の事項を

記載したことが明らかになったときは、当該入札参加有資格者を制限付一般競争入札に参加させないものとする。

- 2 市長は、前項の規定により入札参加有資格者を制限付一般競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を直ちに当該入札参加有資格者に通知するものとする。

(公告等)

第 14 条 市長は、規則第 5 条の規定により制限付一般競争入札の公告をしたときは、その写しを総務局行政マネジメント部契約課前の掲示板に掲示するものとする。

- 2 前項の掲示の期間は、申請期間と同一の期間とする。

(設計図書の閲覧等)

第 15 条 制限付一般競争入札に付する建設工事の設計図書は、規則第 5 条の規定による公告の日から開札日の前日まで、別に定める方法により、閲覧に供する。

(最低制限価格)

第 16 条 制限付一般競争入札の実施に当たっては、別に定めるところにより、最低制限価格を設定することができる。

- 2 開札をした場合において、前項の最低制限価格未満の入札をした者は、失格とする。この場合において、失格となった者は、再度の入札に参加できない。

第 5 章 指名競争入札

(指名競争入札)

第 17 条 指名競争入札の実施については、本章に定めるところによる。

(対象工事)

第 18 条 指名競争入札を実施する工事は、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)3000万円未満の建設工事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、指名競争入札を実施することができる。

第 6 章 公募型指名競争入札

(公募型指名競争入札)

第 19 条 公募型指名競争入札(指名業者の選定に当たり、建設業者の入札参加意欲を反映するとともに、当該工事の施工に係る技術的適性を把握するための技術資料の提出を建設業者から幅広く求める競争入札をいう。以下同じ。)の実施については、本章に定めるところによる。

(対象工事)

第 20 条 公募型指名競争入札を実施する工事は、第 8 条及び第 18 条の規定にかかわらず、建設工事の中から、当該工事の規模、内容等を考慮して市長が定める。

(参加資格)

第 21 条 第 9 条第 2 号から第 4 号までの規定は、公募型指名競争入札の参加資格について準用する。

(参加者数の制限)

第 22 条 公募型指名競争入札の参加者数は 30 者以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 公募型指名競争入札の参加者数の制限を行う場合は、入札日当日抽選により参加者を決定

するものとする。

(技術資料の収集)

第 2 3 条 市長は、第 1 9 条の対象工事を発注しようとする場合においては、第 2 1 条の参加資格を有している者のうち技術資料の提出を求める対象者の範囲を決定した上で、次条の技術資料の提出を求めるものとする。

(技術資料の内容)

第 2 4 条 技術資料の内容は、次に掲げるものの中から、当該工事の特性等必要に応じて市長が選択するものとする。また、次条の掲示の開始後速やかに、市長は、技術資料の作成及び提出に係る事項等を記載した技術資料作成要領を交付するものとする。

(1) 施工実績

ア 同種又は類似の工事の施工実績

イ 本市又は本市を除く地域内における工事の施工実績

(2) 配置予定技術者

ア 監理技術者又は主任技術者の予定者氏名（複数の候補者でも可）

イ アの予定者の資格、工事経験等

(3) 施工計画（当該工事が、施工計画審査タイプ（大規模構造物の工事、特殊な作業条件下の工事等であって高度な施工技術を必要とするものをいう。）である場合に限る。）

施工方法、仮設備計画、安全対策、環境対策等に関する技術的所見

(4) その他市長が必要と認める事項

(技術資料収集に係る掲示)

第 2 5 条 前条の技術資料を収集しようとする場合においては、総務局行政マネジメント部契約課において、次に掲げる事項を含む掲示を行うものとする。

(1) 工事の概要

(2) 技術資料の作成及び提出に係る事項

(3) 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

(技術資料の審査)

第 2 6 条 市長は、提出された技術資料の審査を行い、審査の結果を踏まえ、技術資料を提出した者の中から当該工事の競争入札に参加する者を、支出負担行為決定額の範囲内で契約の方法を決定する決裁権者の決裁を経て、指名するものとする。

第 7 章 雑則

(準用)

第 2 7 条 この要綱は、本市が発注する製造の請負、業務委託及び物品の購入その他の契約に係る競争入札について準用する。

(委任)

第 2 8 条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施について必要な事項は、総務局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 3 年 5 月 1 5 日から施行する。

(尼崎市制限付一般競争入札試行要綱の廃止)

- 2 尼崎市制限付一般競争入札試行要綱（平成6年3月14日市長決裁）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の尼崎市競争入札試行実施要綱の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後に実施する入札から適用し、実施日前に実施する入札については、なお、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の尼崎市競争入札試行実施要綱の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後に実施する入札から適用し、実施日前に実施する入札については、なお、従前の例による。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第8条及び第18条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。